

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に係る指針案について

平成18年12月
海事局船員政策課

1. 背景

第164回国会において、働く人が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されます。

今般の法律の一部改正に伴いまして、「船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」及び「船員に関する事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を制定することを予定しています。

なお、「募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針」（平成11年運輸省告示第156号）及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成11年運輸省告示第157号）につきましては、平成19年3月31日限り廃止することを予定しています。

2. 指針案の概要

○船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針【改正後の法第10条第1項関係】

（1）直接差別

船員の募集及び採用等において性別を理由とする直接差別に関する事項について、改正後においては、男女双方に対する差別が禁止されたことに加え、差別禁止の対象が追加・明確化されたことに伴い、次に掲げる事項を定めることを予定しています。

① 性差別に関する事項

以下の事項に関し、明確に定義を規定し、性別を理由とした差別にあたる事項を例示するとともに、それに該当する事例を示すことを予

定しています。

- ア 募集及び採用
- イ 配置（業務の配分及び権限の付与を含む。（新規事項））
- ウ 昇進
- エ 降格（新規事項）
- オ 教育訓練
- カ 福利厚生（新規事項）
- キ 退職の勧奨（新規事項）
- ク 定年（新規事項）
- ケ 解雇（新規事項）
- コ 労働契約の更新（新規事項）

② 法違反とならない場合

改正後の法第8条に規定する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする措置（ポジティブ・アクション）について、法違反とならない場合を定めることを予定しています。

(2) 間接差別

間接差別（性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、合理的な理由がないときに講ずること。）の禁止が、法律上新たに規定されたことに伴い、間接差別にあたるおそれのある措置の具体例を定めることを予定しています。

(3) 婚姻、妊娠又は出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い

婚姻、妊娠又は出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いに関する事項について、妊娠又は出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止が、法律上新たに規定されたことに伴い、不利益な取扱いとなる行為を例示し、解雇その他不利益な取扱いに該当するか否かの判断の際の留意事項を定めることを予定しています。

○船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針【改正後の法第11条第2項関係】

(1) 職場におけるセクシャルハラスメントの内容を定めることを予定しています。

(2) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容を定めるとともに、事業主が職場におけるセクシャルハラスメントを防止するために講じなければならない雇用管理上の措

置を掲げ、以下①のアから④のイまでの各項目ごとに措置を講じていると認められる例を例示することを予定しています。現行指針では、配慮すべき事項として定めていたものを、講ずべき措置として改めるものがあります。

① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

ア 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容及び職場におけるセクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。

イ 性的な言動を行った者については、厳正に対処する方針及び対処内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、周知・啓発すること。

② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

ア 相談対応窓口をあらかじめ定めること。

イ 相談窓口担当者が、相談に対し、適切に対応できるようにすること。

③ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

ア 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

イ 行為者及び被害を受けた船員に対する措置を適正に行うこと。

ウ 再発防止に向けた措置を講じること。

④ 上記①から③までの措置と併せて講ずべき措置

ア 事後の対応に当たり、相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講じ、周知・啓発すること。

イ 相談又は事実関係の確認への協力等を理由に、不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発すること。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成19年2月中旬

施 行： 平成19年4月1日